

○宇城市下水道公共汚水枡設置要綱〔上下水道課〕

令和7年7月1日
水管規程第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、宇城市が下水道の公共汚水枡を設置する場合において、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水道 公共下水道及び農業集落排水をいう。
- (2) 公道 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する道路及び里道(同法の適用を受けない道路のうち宇城市が所有しているものをいう。)をいう。
- (3) 公共汚水枡 宅地内等からの汚水を下水道に取り入れるもので市が管理を行うものをいう。
- (4) 排水設備 下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第10条第1項に規定する排水設備(屋内外の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンクを含み、し尿浄化槽を除く。)をいう。
- (5) 宅地 土地又は家屋の所有者(開発行為等を目的とした事業者を含む。以下同じ。)が同一である一連の土地をいう。
- (6) 開発行為等 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項の定義による行為及び合筆又は分筆による宅地の造成をいう。
- (7) 開発区域 開発行為等により造成される一連の区域をいう。
- (8) 区画 筆又は構造物等により区分された1つの住宅用地をいう。

(公共汚水枡の設置数)

第3条 公共汚水枡の設置数は、次に定めるところによる。

- (1) 公道に接する宅地については、原則として1個
- (2) 公道に接する同一の区画内で、独立した生計を営む住宅用地(共同住宅及び複数の賃貸住宅は、1戸とみなす。)については、住宅ごとに1個
- (3) 一つの土地が分筆され、それぞれの土地で下水道を使用するとき、分筆した土地の数にかかわらず1個
- (4) 公道に接する土地で開発行為等を行う場合(宇城市開発行為等に係る公共下水道接続に関する取扱要綱に基づく許可をうけた場合を除く。)は、当該開発区域に1個
- (5) 下水道築造工事を施工する公道に接し、将来宅地化が予想される土地にあって土地所有者が設置を申請した場合について1個

(公費施工における設置基準)

第4条 公共下水道及び農業集落排水が未整備の地域(法第9条の規定による供用開始の公示を行っていない地域)の土地を所有する者が、未整備地域の整備工事に

公共汚水枡の設置申請を行った場合については、公費施工により行う。

(自費施工における設置基準)

第5条 土地又は家屋の所有者は、前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、宇城市下水道条例（平成17年宇城市条例第169号）第7条の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）に施工を依頼し、公共汚水枡を設置することができる。ただし、土地又は家屋の所有者が工事にかかる費用の全額を負担するものとする。

- (1) 前条における設置基準を満たさない場合
- (2) 排水設備の設置上、やむを得ないと認められる場合
- (3) 公道に接する宅地で、地形等の都合上1箇所では排水設備工事ができない場合
- (4) 法第16条又は第24条に基づく許可等を受けた工事に、公共汚水枡設置を含む場合
- (5) 開発行為等を行い、前条に規定する設置数を超えて公共汚水枡が必要と認められる場合
- (6) その他水道事業等及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）が必要と認めた場合

(公共汚水枡の設置場所)

第6条 公共汚水枡は、原則として公道との境界からおおむね1メートル以内の民地に設置するが、地形等の都合上やむを得ない場合又は特別な事情がある場合は、この限りでない。

(敷地内構造物等の補償)

第7条 公共汚水枡設置工事に伴う、敷地内構造物、樹木及び埋設物の補償は、申請者が負担するものとする。

(公共汚水枡の設置申請)

第8条 公共汚水枡の設置を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、工事に着手する前までに公共（污水）枡設置申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請に基づき公費施工による汚水枡設置を決定したときは、公共（污水）枡設置等公費施工決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(公共汚水枡の管理)

第9条 第3条及び第4条の規定により設置された公共汚水枡は、公費、私費にかかわらず、宇城市に帰属するものとする。

- 2 当該公共汚水枡の維持管理は、市が行うものとする。

(公共汚水枡の移設)

第10条 第3条及び第4条の規定により設置された公共汚水枡について、申請者の事情により移設を必要とするときは、公共（污水）枡移設許可申請書（様式第3号）を提出し、市長は、移設の許可をしたときは、公共（污水）枡移設許可書（様式第

4号)を交付するものとする。

- 2 前項の規定により移設をする者は、指定工事店に施工を依頼し、当該工事に要する費用の全額を負担するものとする。

(工事の完了届)

第11条 申請者は、第4条及び前条の規定による工事が完了したときは、速やかに公共(汚水)柵設置等完了届(様式第5号)を提出し、市の確認検査を受けなければならない。

(その他)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

公共(污水)枵設置申請書			
宇城市長		様	
		年 月 日	
		申請者 住所 氏名 電話	
公共(污水)枵設置について次のとおり申請します。			
公 共 (汚 水) 枵 設 置 場 所	宇城市		
土 地 所 有 者	住所 氏名 (印)		
家 屋 所 有 者	住所 氏名 (印)		
建 築 の 種 類 等	1 自宅 2 貸家 3 アパート等 4 事業所 名称() ※兼用等の場合は、複数に○印を付けてください。 使用戸数(空家を含む。) 戸 使用人数 人		
備 考			
排水設備施工予定 時期	年 月 日ごろ予定		
排水設備施工予定 業者及び担当		工 事 店 番 号	第 号
	担当 :	連 絡 先	
土 地 所 有 者 承 諾 書 私の所有する上記土地に公共(污水)枵を設置することを承諾します。また、これについて今後一切異議を申し立てることなく、所有地の売却に当たっても、これを取得者に引き継ぎ万全な管理を図ります。 土地所有者 住 所 氏 名 (印) 電話番号			

担当課 確認欄	施 工 の 種 類	☐ 公費施工	受 付 欄	
		☐ 自費施工		

公共(汚水)枡設置について

公共(汚水)枡は、原則として1宅地に1箇所とします。

公共(汚水)枡までの工事は、宇城市下水道公共(汚水)枡設置要綱に基づき設置しますが、宅地内の排水設備は、各自の負担で行ってください。

なお、工事について御不審の点は、本市監督員にお尋ねください。

公共(汚水)枡設置要望見取図

※公共(汚水)枡の設置位置については、便所、風呂場、炊事場等の排水設備を考慮の上お決めください。

〔添付書類〕

- ・位置図
- ・登記事項証明書(登記簿謄本)及び公図の写し

※申請者施工による場合

- ・施工図面(平面・縦断・横断)
- ・交通規制図

様式第2号(第8条関係)

公 共 （ 汚 水 ） 枺 設 置 公 費 施 工 決 定 通 知 書

令和 年 月 日

申請者 様

宇城市長 守田 憲史 

令和 年 月 日付けで申請のあった公共（汚水）枺設置申請書について、宇城市下水道公共汚水枺設置要綱第3条の規定により、下記のとおり公費施工で設置することを決定します。

記

申 請 者 名		
設 置 場 所		
工 事 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	
引 渡 し 時 期	令和 年 月 予定	
公 費 施 工 の 理 由		
排 水 設 備 施 工 業 者	住 所	
	名 称	
条件1) 工事の施工に際しては、宇城市公共下水道事業の趣旨に基づき施工すること。 2) 施工から完成までに3か月程度はかかることを了承すること。 3) 公共（汚水）枺の完成後は市の確認検査を受けること。 4) 確認検査合格後、築造された公共（汚水）枺及び取付管については、市に帰属すること。		

様式第3号(第10条関係)

公 共 （ 汚 水 ） 枿 移 設 許 可 申 請 書

年 月 日

宇城市長 様

申請者 住所
氏名

公共（汚水）枿を移設したく、必要書類を添えて次のとおり申請します。

設 置 場 所	宇城市 番地先(別紙平面図のとおり)			
移 設 場 所	宇城市 番地先(別紙平面図のとおり)			
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
移 設 理 由				
施 工 業 者	工 事 店 名			工 事 店 番 号 第 号
	担 当 者		連 絡 先	
そ の 他				

[添付書類]

- ・位置図
- ・施工図面（平面・縦断・横断）
- ・交通規制図

様式第4号(第10条関係)

公 共 （ 汚 水 ） 枿 移 設 許 可 書

年 月 日

申請者 様

宇城市長 

年 月 日付けで申請のあった公共（污水）枿移設許可申請について、下記の条件を付して許可します。

記

設 置 場 所	宇城市 番地先(別紙平面図のとおり)	
移 設 場 所	宇城市 番地先(別紙平面図のとおり)	
工 事 期 間		
施 工 業 者	住 所	
	名 称	
条件1) 工事の施工に際しては、宇城市公共下水道事業の趣旨に基づき施工すること。 2) 工事完成後、完了届を提出し、市の監督員の確認検査を受けること。 3) 確認検査合格後、築造された公共（污水）枿及び取付管については、市に帰属すること。		

様式第5号(第11条関係)

公 共 （ 污 水 ） 枰 設 置 等 完 了 届

年 月 日

宇城市長 様

申請者 住所
氏名

公共（污水）枥設置等工事を完了したので、次のとおり届けます。

宇城市下水道公共（汚水）枡設置要綱第 11 条に定める確認検査に合格したので、同規定第 8 条に基づき、公共（汚水）枡及び取付管を宇城市に帰属します。

工 事 種 別	☐ 設置工事 ☐ 移設工事			
設 置 場 所	宇城市 番地			
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日			
完 了 日	年 月 日			
施 工 業 者	工事店名		工事店番号	
	担 当		連 絡 先	
添 付 書 類	1 出来高図面一式 2 出来高管理図表 3 工事写真			
そ の 他				

〔市確認欄〕

検 査 結 果	☐ 合 格	検 査 日	年 月 日
	☐ 不合格	検 査 員 氏 名	

様式第1号 (第8条関係)
様式第2号 (第8条関係)
様式第3号 (第10条関係)
様式第4号 (第10条関係)
様式第5号 (第11条関係)

